

有害使用済機器保管等届出の手引き

広島県

1 保管等の届出

- (1)届出時期：事業開始前 10 日前まで
 (平成 30 年 4 月 1 日に現に業を行っている場合は平成 30 年 10 月 1 日までに届出)
- (2)届出部数：2 部（1 部返却用）
- (3)届出様式：規則様式第 35 号の 2
- (4)添付書類

	提出書類の種類	内容
1	事業計画の概要書	
2	事業場の平面図	
3	事業場の付近見取図	
4	【事業の用に供する施設（保管場所を含む。）を設置する場合】	
	施設の処理方式、構造及び設備の概要 構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図、設計計算書	施設の構造等を明らかにするものであれば、 カタログでも可
	施設の付近見取図	
5	事業場及び施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する権原を有することを証する書類）	登記簿謄本、賃貸借契約書等
6	【処分又は再生を業として行う場合】	
	当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	
7	【個人の場合】	
	住民票の写し	発行後 3 ヶ月以内のもの
8	【法人の場合】	
	定款又は寄付行為	① 登記事項証明書：発行後 3 ヶ月以内のもの ② 定款又は寄付行為は原本証明した写し、 登記事項証明書は原本又は原本証明 [※] した写し
	登記事項証明書	
9	【法第 14 条第 5 項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人もしくは保佐人である場合】	
	法定代理人の住民票の写し	発行後 3 ヶ月以内のもの

※1 公的機関が発行する証明書については、原則発行日から 3 か月以内のものとし、原本または原本証明した写しを提出すること。また、定款又は寄付行為については、原本証明した写しを提出すること。

原本証明【例】

この写しは、原本と相違ありません。
 年 月 日
 ○○○○ 株式会社
 代表取締役 △△ △△ 印

※2 記載例を参考にして、届出書及び添付書類（JIS 規格 A 4）を作成してください。
 （以下同様）

2 変更の届出

(1)届出時期：変更の日の10日前までに届出

(住民票の写し、定款、寄付行為及び登記事項証明書、所有権又は使用権原を有することを証する書類を添付する場合はこの限りではない。変更の日から30日以内を目安に速やかに届出。)

(2)届出部数：2部（1部返却用）

(3)届出様式：規則様式第35号の3

(4)添付書類：当該変更に係る場所又は施設に関する書類及び図面を添付する

規則 第13条の3 第1項各号	変更事項等	添付書類
第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称 住所 法人の代表者の氏名 	【個人の場合】住民票の写し 【法人の場合】・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書
第2号	<ul style="list-style-type: none"> 事業の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の概要書
第3号	<ul style="list-style-type: none"> 事務所及び事業場の所在地 事業場の敷地面積 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の概要書 事業場の平面図 事業場の付近見取図 事業場の所有権を有することを証する書類 （所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有することを証する書類） 登記簿謄本、賃貸借契約書等
第4号	<ul style="list-style-type: none"> 保管の場所の所在地及び面積 保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の概要書 事業場の平面図 施設の処理方式、構造及び設備の概要
第5号	<ul style="list-style-type: none"> 第13条の6の規定による高さ （有害使用済機器の保管の高さ）のうち最高のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 施設の付近見取図
第6号	（処分又は再生を行う場合） <ul style="list-style-type: none"> 処分又は再生に係る事業場の所在地 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の概要書 事業場の平面図 当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
第7号	（事業の用に供する施設を設置する場合） <ul style="list-style-type: none"> 施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力 	<ul style="list-style-type: none"> 上記第4号及び第5号の添付書類 施設の所有権を有することを証する書類 （所有権を有しない場合には、施設を使用する権原を有することを証する書類） 登記簿謄本、賃貸借契約書等
第8号	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人の氏名及び住所 	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人の住民票の写し

3 廃止の届出（事業の全部又は一部を廃止した場合）

(1)届出時期：廃止の日から10日以内に届出

(2)届出部数：2部（1部返却用）

(3)届出様式：規則様式第35号の4

4 届出窓口

主たる事業場を管轄する県の各厚生環境事務所（支所）

※広島市，呉市，福山市の事業場については，各市へ届出してください。

(1) 県の機関

届出窓口	事業場所在地	電話番号
西部厚生環境事務所 環境管理課	大竹市，廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2番68号 0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	安芸高田市，府中町，海田町， 熊野町，坂町，北広島町， 安芸太田町	〒730-0011 広島市中区基町10番52号 082-228-2111（内線5536～5539）
西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	江田島市	〒737-0811 呉市西中央一丁目3番25号 0823-22-5400
西部東厚生環境事務所 環境管理課	竹原市，東広島市，大崎上島 町	〒739-0014 東広島市西条昭和町13番10号 082-422-6911
東部厚生環境事務所 環境管理課	三原市，尾道市，世羅町	〒722-0002 尾道市古浜町26番12号 0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	府中市，神石高原町	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号 084-921-1311
北部厚生環境事務所 環境管理課	三次市，庄原市	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6番1号 0824-63-5181

(2) 県内の政令市

届出窓口	住所	電話番号
広島市	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	(代) 082-245-2111
呉市環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3302～3303
福山市廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1168

<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>広島県知事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県〇〇市〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ① 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動工具，電気掃除機，扇風機等 （廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器）</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 広島県〇〇市〇〇町〇番地〇〇号</p>
	<p>事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇m²</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p>【記載例1】 保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇m²，保管量：〇m³，最大高さ：5m 品目：電気掃除機，扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器 保管場所② 所在地：同上 面積：〇m²，保管量：〇m³，最大高さ：3m 品目：ゲーム機，デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号～32号の機器 【記載例2】事業計画の概要書第2面のとおり</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>【記載例1】 事業場：〇〇事業場 所在地：同上 品目：電気掃除機，扇風機等 施行令第16条の2第5号～32号の機器 【記載例2】事業計画の概要書第3面のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>【記載例1】 〇〇事業場，所在地：同上 破砕機（シュレッダー），1台，〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力10t/日 【記載例2】事業計画の概要書第4面のとおり</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃ〇〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県〇〇市〇〇町〇番〇〇号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

【届出書を記載する際の留意事項】

- ① 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに届出書を作成してください。
- ② 保管場所が複数ある場合など、様式に書き切れない場合は、別途一覧表を作成し添付するなどしてください。

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事 様

届出者

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 広島県〇〇市〇〇町〇番〇号
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 〇〇〇〇	□□□□

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな)氏名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由 代表者の新任退任

変更予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

備 考
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事 様

届出者

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 広島県〇〇市〇〇町〇番〇号
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>【全部の事業場廃止の場合】 全部廃止</p> <p>【一部の事業場廃止の場合】 一部廃止 〇〇事業場（広島県〇〇市〇〇町〇番地〇〇号）</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書		
		年 月 日
広島県知事 様		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県知事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>廃止した事業の範囲</p>	
<p>廃止の理由</p>	
<p>廃止の年月日</p>	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本工業規格 A列4番)